

平成28年度事業計画

〔基本方針〕

十和田市の人口は、年々減少傾向にあり今後も減少が予測され、平成32年には、60,415人となり、平成27年と比べ3,166人の減少と推計されています。一方、65歳以上人口は19,841人へ増加し、3人に1人が高齢者（高齢化率32.8%）になると推計されています。また、世帯構成員の状況は、更に高齢者の単身世帯と高齢者夫婦のみの世帯の増加が見込まれ、障害者数や要介護認定者数、被生活保護世帯数についても、これまでの推移から増加傾向が予測されています。こうした状況は、全国的な傾向であり、介護保険法の改正や生活困窮者支援制度の実施など、各種制度の見直しが必要となる背景となっています。

併せて近年は、核家族化や就労形態の多様化から、「職場、家庭機能の低下」、地域社会とのつながりの希薄化から、「ひきこもり、ニート、虐待」等へ派生するなど、制度やサービスだけでは対応できない課題もあります。

このような中、本社会福祉協議会は、人と人、人と地域のつながり、支え合い・たすけ合いを基盤とし、「住民と地域が一体となる地域福祉活動」の展開により、これらの課題改善へ取り組む必要があります。

平成28年度は、これまで造成してきた福祉基金を地域づくりとボランティア育成関連事業に充当し、共助・互助機能の一層強化に努めます。また、市の地域包括ケアシステム構築に備え、協働参画できる体制整備と既存事業の精査を行います。更に、社会福祉法人制度改革に伴う法改正に適用する組織機構へ向けて必要な調整を図ります。

〔重点項目〕

1 共助・互助機能強化への取り組み

住民相互のふれあいある地域づくりにより共助を推進するため、ふれあい・いきいきサロン事業、地域高齢者のふれあいと健康増進事業、児童の健全育成と子育て支援事業の充実と拡張を進めます。また、活発なボランティア活動により互助を推進するため、活動者の加入保険料助成と団体活動費の助成事業、ボランティア支援員配置により福祉意識の啓蒙啓発に努めます。

2 地域包括ケアシステムの協働参画への取り組み

市が構築する地域包括ケアシステムにある、「日常生活支援総合事業（生活支援サービス）」と協働するよう情報共有と体制整備を図ります。

3 社会福祉法改正への取り組み

平成29年4月までに順次施行される改正案に則り適用処置に努めます。財務規律の強化や運営状況の公表、地域福祉活動計画策定、地域の社会福祉法人や施設との連携協働の取り組み等を進めます。

事業の概要

第1 地域福祉活動の推進

関係機関及び団体との連携・協働を一層強化しながら、地域における生活課題の発見・解決に努めるとともに、ボランティア活動の振興等を通じて住民主体による福祉コミュニティづくりを目指します。

1 地域福祉ネットワークづくりへの支援と協働

地域福祉の推進主体としての役割を發揮し、小地域ネットワークづくりや継続的な福祉サービスの提供に向け、次の事業に取り組みます。

(1) 地域福祉ほのぼの交流事業

高齢者や障がい者をはじめ、誰もがともに支え合い住み慣れた地域の中で安心して暮らせる地域福祉社会を構築することを目的に、地域住民のマンパワーを活用し、効果的に事業を推進します。

①地域福祉推進員の設置

住民相互の交流促進と住民参加による地域福祉活動推進のため、地域福祉推進員を設置し、住民の福祉活動に対する支援や助言を行います。

②ほのぼの交流協力員事業

訪問活動のできるボランティア3名程度で1グループを編成し、地域住民が主体となり、互いに見守り支え合う体制を構築し、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせる地域福祉社会の基盤形成を図ります。

(2) ふれあい・いきいきサロン事業

一人暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがち、話し相手がいない、寂しいといった不安や悩みのある方々に、地域の集会所等の身近な場所を活用し、仲間づくり、出会いづくりを行います。

◇指定22地区（新規1地区含む）

2 ボランティア・市民活動の振興と福祉教育の充実

ボランティア・市民活動団体の支援や福祉教育を推進するとともに、ボランティアセンター（災害時ボランティアセンター含む）の運営充実を図るため、次の事業に取り組みます。

(1) ボランティアセンターの運営

ボランティア活動の振興を図るため、「ボランティアセンター事業」を効果的に推進します。

①器具・機材の貸し出し

②ボランティア活動保険料の一部助成

③ボランティア活動に関する登録斡旋と連絡調整

2 ボランティア・市民活動の振興と福祉教育の充実

④ボランティア活動に関する調査研究

⑤収集ボランティアの啓発

⑥各種助成事業の情報提供

(2) ボランティア活動団体助成事業の実施（新規16団体）

ボランティア活動団体の育成を図るため、活動団体の経費への一部助成を行います。

(3) 災害ボランティアセンターの運営

災害時の地域ニーズとボランティア活動者の円滑かつ効果的な調整のため、「災害ボランティアセンター事業」を推進します。

①災害救援ボランティアネットワークの構築

②ボランティアコーディネーターの養成

③市及び県総合防災訓練等との協働

(4) 福祉教育インストラクター養成研修事業

ボランティアや福祉教育に関心、熱意のある方々を対象に、本会が認定する福祉教育インストラクターを養成・派遣し、地域や小・中・高校等で、社会福祉・ボランティアの啓蒙啓発を行います。

(5) 中学生福祉サミット事業

中学生を対象に、中学生の目から見た福祉社会やボランティアについて自由な意見交換をし、成果となる共同作業を行います。

(6) 中学生ボランティアスクール事業

中学生を対象に、ボランティア体験学習や福祉施設の利用者・地域の高齢者等との交流を通して、社会福祉への理解を深めます。

(7) 福祉に関する作品コンクール「ほんわかハート展」事業

小・中・高校生を対象に、福祉への理解と関心を高めるため「作文」「絵画」「ポエム」「写真」「書道」の作品募集を行います。

3 民生委員・児童委員活動との連携・協働

地域住民の立場に立つ身近な相談役・支援者である民生委員・児童委員との連携を図り、住民が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、民生児童委員協議会との相互の活動が活性化するよう協働の事業に取り組みます。

(1) ふれあい相談所事業

地域住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、助言や適切な解決相談機関へ橋渡し援助を行い、心配ごとの改善・解決により福祉増進を図る「ふれあい相談所」を開設します。また、各種情報の収集、相談員の資質向上のための研修会派遣を行います。

	<p>(2) 一人暮らし高齢者ふれあい事業</p> <p>地域で生活する70歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、講話や健康指導、会食、レクリエーション等を通し、途絶えがちな情報提供や孤独感の解消を図ります。</p>
<p>4 福祉安心電話サービス事業の推進</p>	<p>在宅で生活する高齢者世帯等を対象に、電話回線を使用する福祉安心電話機器を設置し、緊急時における安心・安全の確保とふれあいや孤独感の解消を図ります。また、近隣に住む協力員や民生委員等の関係者による支援ネットワークを築きます。</p> <p>(1) 利用者及び協力員等によるネットワーク強化構築の集いの開催</p> <p>(2) 利用者宅の定期訪問の実施</p> <p>(3) ふれあい電話サービスの実施</p>
<p>5 広報・啓発活動の充実</p>	<p>住民、関係機関、団体・施設等に対し、地域福祉推進の意識を啓発するため、社会福祉に関する情報の提供や本会の事業の紹介・説明を行います。</p> <p>(1) 広報紙「社協だより」の発行（年4回（5月・8月・10月・1月））</p> <p>(2) ホームページによる情報提供</p> <p>(3) 住民説明会の開催</p>
<p>6 第12回十和田市社会福祉大会～法人化50周年記念～の開催</p>	<p>社会福祉関係者及び一般市民の参加を得て、社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰・感謝する式典を行うとともに、社会福祉の今日的課題等について理解を深めます。</p> <p>◇開催予定 平成28年10月26日（水）</p> <p>◇開催場所 十和田市民文化センター 大ホール</p>
<p>第2 福祉施策の総合的推進</p> <p>関係機関、団体・社会福祉施設等と連携・協働の地域福祉の推進をするために、相互理解と啓蒙・啓発を行います。</p>	
<p>1 低所得者福祉対策の推進</p>	<p>低所得者、障がい者、高齢者及び離職者を対象に資金の貸付と必要な援助指導により、世帯の経済的自立と生活意欲の助長を促し、生活の安定と向上を図ります。民生委員・児童委員及び関係行政機関等の協力を得ながら、次の事業に取り組みます。</p> <p>(1) 生活福祉資金貸付事業</p> <p>民生委員の世帯更生運動として制度化された本事業を効果的に推進します。</p> <p>①貸付調査委員会の開催と制度の適正・公正な運用</p> <p>②償還金口座振替の促進</p>

<p>1 低所得者 福祉対策の 推進</p>	<p>③償還促進運動の展開と長期滞納世帯への対応 ④民生児童委員協議会との協力体制の強化 ⑤緊急小口資金と長期生活支援資金への対応</p> <p>(2) たすけあい資金貸付事業 不時の出費等によって、最低生活を脅かされる恐れのある低所得階層に対し応急援護資金の貸付を行い、当面の法外援護を図ります。</p> <p>①事業運営委員会の開催 ②償還促進運動と長期滞納世帯への対応</p> <p>(3) 歳末たすけあい運動 赤い羽根共同募金運動の一環として、歳末期に寄せられる募金を活用し、支援を必要とする人たちが安心して新年を迎えるよう、地域住民やボランティア等の協力のもと福祉活動を実施します。困窮者支援や住民の主体的な福祉活動事業への活用を計画します。</p>
<p>2 母子・父 子・児童福祉 対策の推進</p>	<p>核家族世帯・共稼ぎ世帯が増加する中、児童虐待や青少年犯罪など、児童を取り巻く環境は厳しくなっています。児童や家庭を対象とする子育て家庭支援等の環境づくりを整備するため関係機関・団体等との連携を図り、母子・父子福祉及び児童福祉の推進となる次の事業に取り組みます。</p> <p>(1) 児童の見守りある居場所づくり "夏休み寺子屋" 事業 児童の夏休み期間に地域の集会所等を活用し、ボランティアの見守りによる "学び・遊び・伝え" を提供し、健全育成と子育て支援を行います。</p> <p>◇実施3小学校区（新規1地区含む）</p>
<p>3 障がい者 福祉対策の 推進</p>	<p>障がい者福祉の更なる向上を図るため、障がい者団体の自主的活動や社会参加を支援するとともに、関係機関・団体等との連携を図り、障がい者福祉の推進となる次の事業に取り組みます。</p> <p>(1) ゆめ色フェスティバル 2016 ～30周年記念大会～ の開催 障がいの有無や年齢・性別を問わず、一堂に集える場づくりを行います。</p> <p>◇開催予定 平成28年11月12日（土） ◇開催場所 サン・ロイヤルとわだ</p> <p>(2) 手話講習会並びに手話奉仕員養成研修の開催 手話を学ぶ機会を提供し、障がい者福祉充実のため市民参加を進め、協力体制の充実を図ります。</p>

	<p>◇開催予定 手話講習会（昼間の部） 5月以降 計8回</p> <p>◇ " 手話奉仕員養成研修（夜間の部） 6月以降 計20回程度</p> <p>◇開催場所 市民交流プラザ</p>
<p>4 高齢者福祉対策の推進</p>	<p>高齢者支援対策として、介護予防を推進するとともに、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、関係機関・施設・団体等と連携を図り、高齢者福祉の推進となる次の事業に取り組みます。</p> <p>(1) 給食サービス事業 栄養バランスのとれた夕食を自宅に届け安否確認を行います。</p> <p>(2) 日常生活用具貸出事業 在宅介護支援となる車いす・介護用ベット及び自立生活支援となるシルバーカーを貸し出します。</p> <p>(3) お話しボランティア派遣事業 高齢者等の孤独感の解消のため、話し相手となるボランティアを派遣します。</p> <p>(4) 高齢者健康体力維持支援事業 高齢者の健康寿命を延ばすよう、心身の健康・体力維持及び増進を図るため、ふれあいのあるスポーツ交流会を行います。</p> <p>(5) 市地域包括支援センターとの連携協働 要援護者支援のため連携を深め、協働により高齢者福祉の増進を図ります。</p>
<p>5 福祉総合対策の推進</p>	<p>地域包括ケアシステム構築の際、「介護予防・日常生活総合事業（生活支援サービス）」への協働参画に向けて、情報収集と体制整備に取り組みます。また、高齢者や障がい者等の虐待、社会的孤立、ひきこもりやニート等の福祉課題や生活課題、ひとり親、子ども等の貧困問題へ対し、市の実施する生活困窮者自立相談支援事業へ協働するよう取り組みます。</p>
<p>第3 利用者の利益を守る事業の推進</p> <p>福祉サービス利用者の尊厳と権利を保持し、誰もが必要な時に必要なサービスを適切に利用できるよう、地域福祉活動と連動した日常生活自立支援事業の推進と成年後見制度の後見人受任、制度の普及・啓発を図ります。また、本会実施の福祉サービスに対する苦情や意見を円滑に解決するよう取り組みます。</p>	
<p>1 日常生活自立支援事業の推進</p>	<p>認知症や知的・精神障がい等により、判断能力が不十分な方に対する福祉サービスの利用援助と日常的金銭管理・書類等の預かり支援を行います。また、基幹的社協「あつぷるハートとわだ」として、管内社協、民</p>

	生委員・児童委員、関係機関、団体・施設等との連携強化を図ります。
2 成年後見事業の推進	<p>地域住民の能力低下後の生活において、成年後見制度を活用することで本人の利益を保護し、安心した生活が継続できるよう、法人として後見人受任を行います。</p> <p>(1) 後見人受任 (2) 後見支援員の養成 (3) 成年後見制度についての普及・啓発活動、制度活用のサポート</p>
3 苦情解決事業の推進	<p>本会が提供する各種福祉サービスの利用者からの苦情を適切に受付し、改善・解決するため、第三者委員会を設置します。また、その機能を十分発揮できるよう、第三者委員の研修及び活動を支援します。更に、住民があらゆる福祉サービス・社会福祉施設等を利用している中で、苦情がある場合は相談窓口として、県の運営適正化委員会へつなげます。</p>
4 福祉サービス利用者等の個人情報保護	<p>本会において把握する福祉サービス利用者等の権利利益を保護するため、個人情報の有用性に配慮し、個人情報を保護する管理体制を講じます。</p>
第4 組織基盤の強化	
<p>社会福祉法人の責務に則り、社会福祉協議会の果たすべき役割に基づく、機能的・効果的な事務執行体制の整備と業務改善を図ります。また、財務規律の厳格化、経費縮減と自主財源の確保を行い組織基盤の強化へ取り組みます。</p>	
1 事務執行における内部けん制体制	<p>(1) 全職員は、各種事業における現金取扱の内部けん制マニュアルに基づく厳格な取扱処理を遂行します。また、均一公平なサービス提供となるよう、内部のけん制機能を高めます。</p> <p>(2) 内部監査の実施（年3回（5月・10月・2月））</p>
2 多様な参画による会員組織	<p>正会員及び特別会員の拡大を役職員が一丸となって進めます。そのために可能な機会を通じて、地域福祉推進の重要性の周知に努めます。</p>
3 役員体制の強化	<p>(1) 理事会、評議員会の活性化を図るために、役員の研修の機会を提供します。</p> <p>(2) 理事、評議員に対し、社会福祉の情報を定期的に提供します。</p> <p>(3) 理事会、評議員会における欠席者を減らすよう努めます。</p>
4 機能的・効果的な事務局組織	<p>(1) 組織力の更なる向上を図るため、人材育成基本方針に基づき、職員研修を体系的かつ計画的に実施します。</p> <p>(2) 職員が業務を重層的に処理できるよう、各種事業のマニュアルに基づく学習・経験の機会を設けます。</p>

5 安定的・持続的な財源確保	補助金等、公的財源に頼らない事業を積極的に実施するとともに、チャリティーイベントの奨励等を積極的に実施します。
6 財務規律の強化と運営の状況の公表	社会福祉法人である公益性を担保するため、適正かつ公正な支出管理を行います。また、公表による運営の透明性確保に取り組みます。 (1) 余裕財産の明確化と活用 (2) 地域ニーズに基づく事業、サービスへの経費の充当 (3) 財務諸表、現況報告書、役員名簿、事業計画書、実績報告書等のホームページによる公表
7 地域福祉活動計画の策定	変化する社会福祉情勢の中で、本会の実施する地域福祉活動が住民ニーズ、市及び関係機関等の期待に合致するよう、平成29年度以降の5年を期間とする地域福祉活動計画書を策定します。
8 経費の縮減と事務処理の効率化	職員一人ひとりのコスト意識を高め、経費削減と効率・効果の向上に努めます。
9 事業評価の実施	各種事業・業務の定期評価により、成果・効果、効率を確認し事業の必要な改善が図られるよう実施します。